

改正 平成29年4月1日

第1章 総則

（趣旨・設置）

第1条 この規程は、花園大学（以下「本学」という）学則3条に規定された留学生別科（以下「別科」という）について定める。

（目的）

第2条 別科は、主に本学の大学又は大学院に進学を希望する外国人に対し、日本語、日本事情等を教授し、学術活動の基礎となる能力を養うことで、本学の建学の精神に立脚した有為な人材を育成することを目的とする。

（入学定員・収容定員）

第3条 入学定員は40名、収容定員は60名とする。

（修業年限・在学期間）

第4条 修業年限は、春入学コースは1年、秋入学コースは1年半とする。ただし修業年限2年を限度として在学期間の延長を認めることができる。

第2章 学年・学期及び休業日

（学年）

第5条 学年の始期終期は次のとおりとする。

春入学 始期4月1日 終期翌年3月31日

秋入学 始期9月21日 終期翌々年3月31日

（学期）

第6条 学年は次の2学期に分ける

春学期 4月1日から9月20日まで

秋学期 9月21日から翌年3月31日まで

（休業日）

第7条 休業日は、学則第29条の規定を準用する。

第3章 教育課程

（授業科目及び単位数）

第8条 授業科目及び単位数は、別表1に定めるとおりとする。

（成績評価）

第9条 授業科目を履修した者に対して試験その他の方法により学業成績を評価する。

2 学業成績は、「S」「A」「B」「C」「D」「K」とし、C以上をもって合格とする。

S 90点～100点

A 80点～89点

B 70点～79点

C 60点～69点

D 0点～59点

K 評価不能

（単位認定）

第10条 単位認定は、学則第19条を準用する。

（修了認定）

第11条 別科に1年以上ないし1年半以上在学し、所定の科目を履修してその単位を修得した者に対し、学長は別科会議の意見を聴き修了を認定する。

2 学長は、修了を認定した者に対して、修了証書を授与する。

3 修了の認定ができなかった者に対しては「成績及び単位取得証明書」を授与する。

第4章 入学、休学、復学及び退学

(入学時期)

第12条 入学の時期は、春入学コースは春学期の始期、秋入学コースは秋学期の始期とする。

(入学資格)

第13条 別科に入学することができる者は、外国籍を有し次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (2) 文部科学大臣が高等学校の課程に相当する課程を有するものとして指定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (3) 本学において、相当の年齢に達し高等学校卒業者と同等以上の学力があると認めた者

(入学出願、選考及び入学手続)

第14条 別科への入学を志願する者は、入学願書に所定の入学検定料および別に定める書類を添えて、所定の期日までに提出しなければならない。

- 2 入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。
- 3 前項の選考の結果、合格の通知を受けた者は、所定の書類に入学金、授業料、その他の学費等を添えて、所定の期日までに提出しなければならない。
- 4 学長は、前項の手続きを完了した者に入学を許可する。
- 5 入学許可後、入学までの間に、出願書類および入学手続き書類等の虚偽記載が明らかとなった場合、学長は入学許可を取り消す場合がある。

(退学)

第15条 退学をしようとする者は、退学願を提出し、学長の許可を得なければならない。

(休学・復学)

第16条 やむを得ない事由により3か月以上就学できないときは、休学願を提出し休学の許可を得なければならない。

- 2 休学期間は学期単位として、通算して1年を超えることはできない。
- 3 休学期間は在学期間に算入しない。
- 4 休学者が休学の理由がやんだときは、復学願を提出することにより復学することができる。

(除籍)

第17条 次の各号の一つに該当する者は除籍する。

- (1) 第4条に定める在学期間を超えた者
- (2) 第16条第2項に定める休学通算期間を超えてもなお復学できない者
- (3) 所定の学費等の納付を期限までに行わない者
- (4) 3か月以上にわたり行方不明の者

第5章 学費等

(学費等)

第18条 入学検定料、入学金、授業料、施設設備費等の金額は別表2のとおりとする。

- 2 学長が認めた場合は、前項に定める施設設備費以外の学費等の一部又は全部を減免することができる。
- 3 一旦納入した学費等は原則として返還に応じない。
- 4 在学期間延長および休学中に関わる在籍料は、1学期150,000円とする。

第6章 賞罰

(表彰)

第19条 学力優秀、品行方正で別科生の模範となる者は学長が表彰する。

(奨学金)

第20条 別科に関する奨学金は別に定める。

(懲戒)

第21条 別科生に対する懲戒処分については花園大学学生懲戒規程を準用する。

第7章 組織

(組織)

第22条 別科に別科長、別科専任教員、別科兼任教員を置く。

- 2 別科専任教員の任用は、教員人事委員会において行う。
- 3 別科長の任用は、別にこれを定める。

(別科会議)

第23条 別科に別科会議を置く。

- 2 別科会議は別科長、別科専任教員の他、学務部長、学務課長をもって構成する。
- 3 別科長は必要に応じ、前項の構成員以外に別科会議への出席を要請することができる。

第24条 別科会議は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 別科への入学に関する事
- (2) 教育課程およびその担任に関する事
- (3) 試験および修了に関する事
- (4) 別科生指導に関する事
- (5) その他別科に関する必要な事

- 2 別科会議は別科長が召集し、その議長となる。
- 3 別科会議は構成員の半数以上の出席により成立する。

(事務局)

第25条 別科に関する事務については学務課がこれを行う。

第8章 雑則

(改廃)

第26条 本規程の改廃は、学長が評議会の意見を聴き、理事会の承認を経てこれを行う。

附 則

- 1 本規程は、2017（平成29）年4月1日から施行する。

別表1

(第8条関係)

別表2 (第18条関連)

学費

	種類	金額		備考
		春入学コース	秋入学コース	
学費	入学金	100,000円	100,000円	入学時
	授業料	480,000円	720,000円	
その他納付金	入学検定料	15,000円	15,000円	
	施設設備費	120,000円	180,000円	
合計		715,000円	1,015,000円	

学費等の振込にかかる手数料は全て依頼人負担とする。